

## 定例教育委員会

- 1 日 時 平成25年4月26日(金) 午後3時00分から午後4時45分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3階 小会議室
- 3 出席委員 青島委員長 田中委員 江間委員 杉本委員 飯田教育長
- 4 出席職員 事務局長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長 中央図書館長  
文化財課長 こども課長 市民活動推進課長 スポーツ振興室長
- 5 傍 聴 人 0人

### 教育委員会が決定したもの(議決事項)

#### 1 磐田市立幼稚園防火管理者の辞令発令について

(こども課長)

磐田市立幼稚園防火管理者の辞令につきまして、毎年発令させていただいております。

23 幼稚園のうち、園長、主任、副主任の名前を記載させていただいておりますので、よろしく  
お願いいたします。

<質疑・意見>

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

#### 2 磐田市スポーツ推進委員の委嘱について

(スポーツ振興室長)

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条の規定によりまして、教育委員会が社会的信望  
があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、熱意と能力を持つ者の中からスポーツ推進委  
員を委嘱するとされているものです。本市におきましては、磐田市スポーツ推進委員規則の規定  
によりまして、磐田市教育委員会から委嘱をさせていただいているものです。

任期は、2年間で今年が委嘱年度となります。委嘱する人数は54名でございます。任期は平  
成25年4月1日から平成27年3月31日までとなります。

<質疑・意見>

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

#### 3 学校体育施設利用運営協議会委員の委嘱について

(スポーツ振興室長)

学校体育施設利用運営協議会は、磐田市立学校の施設開放に関する条例第14条の規定により

設置されているもので、開放事業の円滑化を図り、効率的な運営や施設利用の安全性等を協議していただくものです。施行規則第 11 条の規定により、委員は教育委員会が委嘱するものです。

今回、42 名の委員の委嘱についてお願いするもので、任期は 1 年間です。委員の構成は小中学校の校長先生が 33 名、スポーツ推進委員会から 2 名、磐田市体育協会から 3 名、PTA 連絡協議会から 1 名、自治会連合会から 1 名、行政関係職員 2 名となっております。

< 質疑・意見 >

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

#### 4 学校体育施設利用管理指導員の委嘱について

(スポーツ振興室長)

学校体育施設利用管理指導員は、磐田市立学校の施設開放に関する条例施行規則第 12 条により委嘱するもので、市内の学校施設の開放に伴う危険の防止、施設の管理について指導をしていただくものです。任期は 1 年間で、各小中学校の校長先生から 1 校当たり 1 名推薦をいただいた計 33 名について、委嘱をお願いするものです。

< 質疑・意見 >

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

#### 5 平成 24 年度磐田市教育委員会の点検及び評価について

(教育総務課長)

教育委員会の自己点検・評価は、平成 20 年度より事務の管理や執行状況について自己点検・評価を行うこととなりました。今回で 5 回目となります。

自己点検・評価の内容、方法については、各自治体の裁量に委ねられていることから、磐田市においては、「教育委員会が直接管理・執行する事務」について自己点検・評価シートにより点検評価を行っています。なお、教育長に委任された事務については、「磐田の教育」の中で項目ごとに現状について点検評価を行っています。

「平成 24 年度教育委員会の自己点検・評価シート」については、3 月 15 日に静岡大学大学院の武井先生をお招きして開催した「自己点検・評価会」での評価に基づき作成したもので、評価会での意見を踏まえての変更点は、自己点検・評価シートの赤い色で記載した部分です。

評価の指標については、A～D の 4 段階評価で、7 つの小項目のうち、A 評価が 4 項目、B 評価が 3 項目となっています。

次のページの下欄、「全体評価」ですが、「教育委員会の活動について」は、「自主的に検討会や勉強会を開催するとともに、市議会民生教育委員、市社会教育委員との意見交換会や県内外の市町の教育委員との懇談会も実施するなど、レイマンである教育委員一人ひとりが、研修活動に励み教育施策に反映できるよう活動が展開できた。」こと。

それから、「東日本大震災被災地を訪問するなど、重要な課題に取り組み、活発に活動することができた。」と評価し、次の「教育委員会が管理・執行する事務については」は、「特に、市長

部局が補助執行している幼稚園・社会教育においては、関係部局との連携を密にして対応していく必要がある。」と評価しています。

また、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務について」は、「各課から報告を受けらる中で、適宜意見を述べるとともに、教育施策の三つの方針について目標指標をもとにした点検・評価が行われており、適切な事務が行われていると判断する。」と評価をしております。「教育委員会の運営上の課題、次年度に向けた取り組みについて」は、「レイマンコントロールの原則を堅持しつつ非常に高い専門性を発揮することがますます求められることから、自己研修・研究の充実を図り、教育施策の方針に関わる根本的な部分の議論に重点をおき、合議制としての教育委員会の活動をより活発化させていきたい。」とまとめています。

次に、武井先生からは本市の取り組みについて、次のページのとおりご意見をいただきましたので、紹介をさせていただきます。

まず、「教育委員会の活動及びその評価について」は、磐田市教育委員会では、その責務の遂行・改善に向けて積極的に活動し、定例会のほか、臨時会、勉強会・検討会、学校や園の訪問、各種研修会への参加など、活発に活動している。

それから、評価手法について、23年度までの実現度と重要度の二つの軸によるマトリクス評価を24年度から改め、達成度による四段階評価となったが、こちらの方が端的にわかりやすいというコメントをいただきました。

それから、教育委員会会議の持ち方や委員の研修等は、他の教育委員会に比しても活発な活動が展開されており、その活動は高く評価するというコメントをいただきました。

そして、今後の改善に向けた示唆として、2つの点のご意見がありました。

1点目は、公正かつ効率的な教育行政のあり方の模索についてです。内容的には、レイマンコントロールの原則を堅持しつつも、非常に高い専門性を発揮することがますます要求されている。現行制度の下でどこまで理想に近づくことができるのか、教育委員会の機能を最大限発揮しうるかたちはいかなるものか、首長部局との関連も含め、検討を始める時期にきている。

2点目は、教育委員会の創意機能の強化です。本来の役割は、中立的・継続的に教育委員会の全事業を総括し、地域に密着したかたちで地域にあった教育のかたちを作っていくことにあり、小中一貫教育が本格導入されていくこともあり、より積極的なリーダーシップが期待される。というご意見をいただいたところです。

なお、この「教育委員会の自己点検・評価」については、例年どおり8月末に議会への報告を行う予定です。

<質疑・意見>

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

## 6 教務主任等の辞令発令について

(学校教育課長)

磐田市立小・中学校管理規則の23条から29条により、教務主任等の辞令発令をお願いするものです。

13 ページの表のとおり、学校名、教務主任、学年主任、研修主任等の順に主任等の名前を記

載してあります。特に教務主任でございますが、33校中、10名が新しい教務主任になっております。磐田北小学校、磐田中部小学校、磐田南小学校等に斜線の部分がありますが、そこは教務主任ではなく主幹教諭ということで管理職等の位置づけになっております。

それから、昨年度は10名の女性教務主任でしたが、25年度については13名の教務主任が指名されています。

次の学年主任についても、斜線の部分があります。この部分の単学級においては辞令の対象とはなりません。例えば、大藤小学校の2年生については、1学級のみということで辞令対象にはならないということになります。

それから、表の中に所々に斜線の部分がありますが、育児休暇代替の講師になります。講師については辞令を出すことにはなっていません。

次に、防火管理者につきましては、防火管理者の講習を受けている教頭が配置することとなっておりますが、新任の教頭につきましては、講習等を受けていない状況ですので、校長が任につくこととなります。しかし、7月頃に講習会が開かれますので、それを受けてから交代して教頭が配置されることとなります。

それから、初任者研修指導教員です。小学校で18名、中学校で10名の初任者が採用されました。その初任者を専門的に研修する指導員です。拠点校指導教員が小中学校合わせて7名おります。例えば、磐田北小学校に在籍をしながら磐田南小学校、豊田南小学校、豊岡南小学校の新規採用教諭を指導することになります。また、磐田中部小学校においては、田原小学校、それからここには記載されていませんが、袋井市の袋井西小学校と袋井東小学校の新規採用教諭を指導します。市を跨いでの指導教員となっております。その逆に、中学校では袋井中学校に籍を置きながら磐田市の中学校の指導をすることになっています。そのようなことで、昨年度と異なった形態での構成になっています。

< 質疑・意見 >

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

## 7 産業医の委嘱について

( 学校教育課長 )

労働安全衛生法の13条により50人以上の労働者を雇用する事業所には産業医を置くこととなっております。そのため、城山中学校の産業医として「小栗 孟」サーククリニック院長に委嘱をしていきたいということです。

昨年度の城山中学校は、産業医が出席する労働安全衛生委員会では、年間4回実施されました。産業医により全職員の健康安全の講演。それから、安全と衛生に問題がないか産業医が校舎内を巡回しての点検。それから、職員の健康診断後の職員への指導を実施していると報告を受けています。

< 質疑・意見 >

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

## 8 学校運営協議会委員の任命について

### (学校教育課長)

磐田市学校運営協議会規則4条の規定により別紙のとおり任命するものです。

磐田西小学校、豊岡南小学校、磐田第一中学校、豊岡中学校の4校が学校運営協議会、コミュニティ・スクールということで、教育委員会から指定させていただきましたので、その学校運営協議会規則に基づいて、記載している方々を委員として任命していくものです。

委員の定数ですが、例えば、磐田西小学校は15名、豊岡南小学校は10名で、ばらつきがありますが、規則においては委員の定数は指定学校の校長と協議のうえ、教育委員会が定めることになっています。各学校の実情を十分に考慮したうえでの構成となっています。

<質疑・意見>

Q 構成メンバーの中に、校長先生は委員ではないのですか。

A 基本的には、事務局という位置づけになります。学校によっては、学校協議会の中で互選によって委員長を選びまして、委員長が司会進行をするという形態で行っているところが多いと把握しています。

審議の結果、本議案は承認されました。

## 9 学校協議会委員の委嘱について

### (学校教育課長)

先ほど、4校にコミュニティ・スクールを指定させていただきましたので、それ以外の29学校において、学校協議会委員を別紙の名簿のとおり委嘱するものです。これについては、磐田市立小・中学校管理規則35条の規定に基づいて委嘱するものであります。

<質疑・意見>

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

## 10 磐田市結核対策委員会委員の委嘱及び任命について

### (学校教育課長)

磐田市結核対策委員会要綱第3条におきまして、保健所の所長、結核の専門家、学校医代表、医師会代表、学校長代表、養護教諭が挙げられております。名簿のとおり委員の委嘱及び任命をお願いするものです。

<質疑・意見>

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

## 11 磐田市指定文化財の指定について

### (文化財課長)

磐田市指定文化財の指定についてです。

去る3月11日に開催した文化財審議委員会において、大箸家のドウダンツツジが市の指定天然記念物に指定するとの答申を受けましたので、ご審議をお願いします。

大箸家は、豊岡一貫地にあります「花咲乃庄」のことであり、建物群が平成20年3月に国の登録有形文化財に登録されています。

パンフレットの中央下段の図をご覧ください。外堀と内堀に囲まれた部分に、多くのドウダンツツジが植えられていますが、今回指定の対象となるものは、このうちの2本です。

27ページの写真をご覧下さい。1が南側に、2が北側にありますが、いずれも樹齢は他の地域の同じ種類のものと比較して、60～80年と推定されます。

「天然記念物としての評価は、樹齢と樹姿および景観上の価値を加味することが望ましいと考えられ、由緒ある母屋を背景にした優美な佇まいは歴史を彷彿とさせ永く保存する価値があるものと評価される。園内には同年代のドウダンツツジが数本認められるが、樹姿、樹形が損なわれているため、優美なNo.1、No.2の2樹を推薦したい。」というものです。

文化財審議委員会の下部組織であります天然記念物部会からの推薦状には、「県内にドウダンツツジが指定された例はないが、平地にあるドウダンツツジとしては樹齢・樹高ともに他に例を見ず、また、国の登録有形文化財である大箸家の佇まいと調和する庭園の主要な構成要素となっている。」以上の理由をもちまして、今回、市の指定の答申を受けたものです。

<質疑・意見>

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

各課から報告したもの（報告事項）

#### 1 市民活動推進課

・竜洋公民館の臨時休館について

（市民活動推進課長）

これについては、利用者の安心・安全の確保を図るため、竜洋公民館の吊り天井の落下防止のための下地の補強工事を今年度実施いたします。

工事の施工に合わせて、大ホール、小ホールについては本年11月1日から来年の2月14日まで、正面玄関、ロビー、図書館棟2階の各部屋については、11月1日から12月末まで臨時的休館を予定しておりますので、ご報告をさせていただきます。

なお、次のページの平面図に色付けがしてある部分が工事箇所になりますので、ご参考にしていただければと思います。

また、市民の皆様への周知につきましては、5月の広報いわた、それから市のホームページを利用して周知を図ってまいりたいと考えております。

また、休館期間につきましては、工事の進捗状況によりまして若干変動する可能性がありますので、その都度変動が生じた場合につきましては、広報いわた等を通じながら市民への周知を図っていききたいと、そのように考えております。

・ジュピロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦について

（スポーツ振興室長）

来る5月11日土曜日ですが、ジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦を実施いたします。今年で3年目となりますが、現在ジュビロスタジアムでは、スタジアムの改修工事を進めています。その関係もありまして、昨年とは子ども達の導線というか通路の変更が多少ありまして、安全面に配慮しつつ、楽しく観戦していただけるように教職員の皆様にもご協力をいただきながら今進めている状況でございます。

今年度は、会場や子ども達の様子を教育委員の皆様にもご覧いただきたいと考えておりまして、ご都合がつかうご希望をいただける教育委員の方につきましては、後ほど教育委員会の事務局に申し出をいただきたいと思いますと思っております。

<質疑・意見>

Q なぎの木会館（竜洋公民館）の大ホールが、26年2月14日まで休館するということは、来年度の成人式はどこで予定されていますか。

A 竜洋中学校の体育館で行う予定です。寒い時期ですので、ストーブを入れながら中学校の体育館で実施する形で計画をさせていただいております。

## 2 教育総務課

・平成25年度学校施設主要工事について

（教育総務課長）

25年度の主要事業について、安心・安全の確保ということで、側面支援で学校施設の耐震補強等を行いますが、大きくは4つありますが、詳細につきましては、記載のとおりになります。

その中で、1、2は記載のとおりですが、3、4について補足させていただきます。

学校環境整備事業、これは25年度新規事業で、特に外壁で日当たりが悪い校舎の北側の壁面に水アカが付着して汚れが目立つ学校がありますので、対象校については学校を回って状況を見て選定をしていきますが、塗り替えを行うと高額になり期間もかかりますので、高圧洗浄という方法で行います。その効果を見ながら来年度以降も検討していく状況になります。

それから、給水設備、いわゆる赤水対策ですが、磐田北小学校、磐田中部小学校、竜洋北小学校、竜洋西小学校の4校が、朝、薄くではありますが、赤水が出るということです。全ての学校ではないのですが、そのため、朝、蛇口を全開にして、色が消えるのを待って使用している状況がありましたので、24年度に設計をして今年度工事を行う予定です。全面改修ですと、費用も時間もかかりますので、既存の配水管はそのままにして別ルートでバイパスを作るような形で、なお且つトイレの配管等を除いた工事で、できるだけ効果的に4校の工事を進めていきたいと考えております。

・月例報告

実施済事業の2、豊岡東地区協議会理事会の報告をさせていただきます。

これは、3月5日から19日に開催した各自治会・組ごとの説明会時の意見等の報告が行われたものですが、この自治会・組ごとの説明会の状況は、去る3月21日の定例教育委員会において報告したとおりです。再度の説明会の要望が2地区からあり、このうち大平南は、4月24日水曜日に開催し、家田は4月30日火曜日に開催予定です。

これに関連しまして、4月23日火曜日に、豊岡東地区協議会理事会の新しい正副会長4人の方々と懇談し、今後の進め方を確認しました。地区の意見集約のリミットは、学校行事が5月下

旬から本格化することから、各校で、例えばこれが最後の運動会等として実施していくためには5月中旬が目安であることをお話しさせていただきました。そのために、連休明けの段階には一定の結論が必要であること。もし、地区の意見がまとまらなかった場合や反対の場合には、3月26日の豊岡東地区協議会で報告されましたが、豊岡北小へ通わせたいという保護者もいることから、このような児童への救済的対応を地区としてどう考えるかについてもまとめていただくということを、新三役の方にお話しさせていただきました。

大平南地区、家田地区の2度目の報告会の状況を新地区長には報告するように言っておりますので、次の協議会をいつごろ行うなど、もう少しつめていきたいと思っております。

また、新しい東地区長からは、地区協議会正副会長とPTA三役の保護者との話し合いも行いたい旨の話も出されました。

それからもう一つ、実施予定事業で「磐田市PTA連絡協議会総会」が、5月18日土曜日、午後4時から、醍醐荘において開催されます。

なお、平成26年度には、静岡県のPTA連絡協議会大会の開催市が磐田市になります。市民文化会館等を主会場の候補として考えています。

< 質疑・意見 >

なし

### 3 学校給食管理室

・給食用食材の放射性物質検査結果について

(学校給食管理室長)

平成24年度の給食用食材の放射性物質検査の結果をまとめましたので、報告させていただきます。

方法につきましては、3給食センター、15単独調理場、公立の保育園が7施設ありまして、合計で25施設において、各施設月1回の実施をしました。検査期間は平成24年5月24日から平成25年3月27日までです。検査食材は、生野菜及びきのこ類に限定して行っております。検査項目は、セシウム134及び137です。検査機器につきましては、Nai(TI)シンチレーションスペクトロメータを使用して、簡易検査という形式で行っています。

6番目の検査結果ですが、延べ数で記載してあります。検査日数については、171日間。実施施設数については、25施設を約10回実施した形になります。検査品目数については、1,547品目を行いました。検査限界値を超えた事例は1件もありませんでした。つまり、検出はされなかったということで、安全な食材が調達できたと考えております。

参考として、産地別、品目別に多いものを挙げました。これで分かる事は、地産地消が進んでいることが分かります。

実施済事業では、前回の定例教育委員会で報告させていただきましたが、学校給食関係職員全体を対象に177人の出席を得まして、記載の内容のとおり研修会を行いました。

< 質疑・意見 >

Q ある八百屋さんから聞かれたのですが、野菜を学校に納めるときに今までは各八百屋さんに注文していたものが、この頃は農協にまとめて注文することが多くなっているのですか。

A そのように選んでいるわけではないのですが、地産地消の推進のために農協を通じて農家の方



に学校給食用食材を作っていただいて、地産地消を進めていることがあります。当然八百屋さんからの納入は減少している状態になっています。これは、21、22、23年度で5校ずつ続けて行ってきたのですが、その都度各八百屋さんには出向いて説明をして、ご協力をお願いしているところですが、やはり実感として少し減少していると思う八百屋さんはあると思います。

Q その八百屋さんが言われるには、無い品物だけを連絡して、何とかならないかと言われるが他の品物は別の業者で、それだけを用意してと頼まれてもということでした。以前でしたら無い品物があれば、他の品物も頼まれているので、何としてでも、どこへ探しに行っても用意はしてきたけれど、それだけ言われてもなかなか用意はできないというご意見をいただいたので、少し伺ってみました。

A そういう声があること自体は、承知はしています。今は農協を通じて、委託栽培的な形で行っていますが、その方式も限界がきていまして、実は作ったものを配送する手段がないのです。今は「どっさり市」等でやっていますが、学校給食の場合は時間や量は厳しく制限して行っています。そうすると、一台の車で順番に配送することが難しく、それでは農協で車まで用意して行ってくれることはなく、正直言いまして現状のやり方では頭打ちの部分があります。

我々としては、農業生産法人が市内にも随分増えてきていますので、そちらにも直接働き掛けています。農協に納入している業者もありますが、直接納入していただける業者もあります。そういう方に声を掛けて、地産地消を進めていく形となっています。ただ、こちらを進めていくと八百屋さんからの入荷が少なくなってしまうこととなります。

Q 八百屋さん方も地産地消のことはよく理解しているので、なるべく地元の品物を納入する努力はいたしますが、ただ、違う方向に進んで行く事は地元としては少し残念なことであり、そのような機会があったら伺ってくださいということでした。

A そうですね。どうしても痛し痒しのところがあります。全体量が決まっておりますので、どれだけ農協からで、どれだけ八百屋さんというように割合が変わってくるがありますので、このやり方を進めていくとどうしてもそのようなことが起こりますので、説明はしてきたのですが、日々の生活の糧になるのでおそらく不安の部分が出てくると思います。

学校給食は量も多いので、個人のお店にとってはすごく大きな部分だと思っておりますので、地元を大切にするという部分で少しお考えいただければと思います。

商店主組合を利用したやり方は考えられないでしょうか。

Q 納入業者一覧には入っているのですか。

A 入っています。そこに入っていないと納品ができません。

注文が来ないというよりも、地産地消の関係で農協に注文が行ってしまって、八百屋さんへの注文が減ってきているのです。地産地消を推奨されているのは分かっているので、極力仕入れるようにはしているのですが、使ってもらえなければ何もならないようなことをおっしゃっていたことがありました。やはり、ある程度地元の商店を利用していただけるように何か方法を考えていただきたいと思います。

私も商売をしているので、地元を優先してほしいという気持ちはいつもありますが、そこに競争力のあるものを置かなくてはいけないというものもあると思います。

A 地産地消自体は、学校給食だからということではなく、産地の育成という事もありますので、生産面積が増えたり、農家が増えたりすることも一つの大きな目的でもあります。八百屋さんには、農家から仕入れてもらうとすると、磐田産のものにしてくださいとなりますし、それがどこまでできるのかという部分もあります。実際には、市場に行って買ってきた方が断然に安いのです。磐田産のものを買うとどうしても高くなります。そのようなことも踏まえたとえ、学校給食の場合はやっているの、良いもので安いものとなると他産地から来るものの方が利用しやすく、給食費との兼ね合いを考えると、正直なところ簡単にはいきません。充分検討させていただきたいと思います。

#### 4 学校教育課

(学校教育課長)

3月28日の離任式から始まりまして4月5日の入学式まで一連の式に出席いただき、また告辞等も伝えていただきまして、ありがとうございました。小学校は9,359人、中学校は4,596人の入学生により磐田市の義務教育がスタートできました。

それから予定される事業ですが、生徒指導主任・主事職務研修会ということで、磐田版のいじめ対応マニュアル、これは静岡県のいじめ対応マニュアルを磐田市の連絡先等を記入した磐田版のマニュアルを作りまして各学校に配布をし、それを基にいじめの早期発見、早期解決に取り組んでいく研修会を持つように計画しています。

特に小中一貫教育の流れの中で、中学校区での情報交換というものを密にしていこうということを担当と話し合っ、その場で情報等を出して話し合いの時間も設けたりしていきたいと思えます。

次に、磐田市のコンピュータ教育研究委員会ですが、中学校に電子黒板が導入されるということ、それから昨年度小学校にも導入され、英語・外国語活動には電子黒板は無くしてはならないと確信をいたしました。そういう意味で、今後中学校に向けても電子黒板の有効活用や機会を通して進めていければと思います。

それからもう一点、磐田市の情報セキュリティポリシーと学校側の情報セキュリティとの差をどのように埋めていくのかを課題として考えています。これについては、現場側の声を聞きながら磐田市の本庁のセキュリティポリシーといかに整合性をつけていくことが、この1年間掛けて研究することで、今、社会全体が情報に関しての様々な問題が上がっておりますので、学校ももう一度見直しを図る必要があるとこの委員会においても話題に出していきたいと考えております。

< 質疑・意見 >

Q 今、学校でインフルエンザは出ているのですか。

A 入学式後、1週間の中で向笠小学校の4年生ですが、インフルエンザと言いますが風邪も含めて多い時には7名の欠席者がいました。教育長の指示を受けて、向笠小学校の校長へ学校医並びに保健所等の機関と連携を取るよう指示を出しましたが、ちょうど休日が重なりまして終息をしている状況で学級閉鎖等の状況には至らなかったということです。なかには、多少インフルエンザが出ていると報告を受けていますし、新聞記事によると島田市の方では学級閉鎖もあるようです。

Q 修学旅行も休む子どもが多かったということもなく、無事終了しましたか。

A はい、そうです。

## 5 中央図書館

・平成 24 年度資料点検結果について

(中央図書館長)

24 年度の市の点検結果ですが、合計で 84 万 1,441 点でした。これは、新規購入、寄贈図書、それと廃棄をした図書を含めた合計になります。

次に不明図書ですが、5 館の合計で 900 点ということで前年度に比べて 108 点増となっております。なかでも、竜洋図書館が蔵書数の割りに増えているのはなぜかということですが、特に実用書、料理本や趣味の本がごっそりと不明になっている状況であることはつかんでおります。そのような事を踏まえて、不明になりそうな本をカウンター周りに置いて策は講じているのですが、袋を持ってサッと入れてしまうと分からないような状況もあるということを竜洋図書館からも聞いています。今年度も策は講じながら利用していただきたいと思っています。

次に、資料点検の実施期間ですが、福田、豊岡、竜洋の終了の曜日が 6 月 1 日、8 日、15 日は日曜日でなく、金曜日になります。資料の訂正をお願いします。1 週間以内という中のよりタイトな期間で 24 年度は実施をいたしました。中央図書館につきましては、耐震工事の工事期間中に調整を図りながら実施をしたということです。工事に伴う臨時休館を 10 月 23 日から 12 月 28 日まで約 2 ヶ月間を告示させていただいたわけですが、展示室を仮設運営場所として小規模ながら運営いたしました。耐震工事期間中に資料点検は実施いたしました。

・平成 25 年度資料点検期間(休館)について(福田・豊岡・竜洋)

今年度の福田、豊岡、竜洋の蔵書点検の期間をお願いしたいと思います。こちらもなるべく土、日曜日は開館するというので、月曜日の休館日も含めて蔵書点検に入っていくという体制で中央図書館からもコンピュータシステム等に詳しい職員を半日程度派遣して、円滑に点検をしていきたいと考えております。

・月例報告

次に、昨年度末から実施済主要事業と 5 月末までの予定は、記載のとおりとなっております。

このなかでは、茶の間のひととき読書連絡推進協議会の理事会ということで、学校教育課長にも出席していただきまして、教職員の方、各学校 3 年生の担当の先生 1 名が、茶の間のひととき読書連絡推進協議会の初めての会議を開催しました。

この茶の間のひととき読書は、40 年以上磐田市でコツコツと続けてきた事業です。子どもたちには本を読む楽しさ、大切さを伝えること、そして、保護者の皆さんには読書の大切さを再認識してもらう目的で、各学校でそれぞれ創意工夫をして推進していただいています。先生方に負担を掛けるということではなく、PTA の役員の方も理事会の役員ということで各学校から選出をしていただきますので、保護者の方々が子どもと一緒に本を介してコミュニケーションを図ったり、当たり前茶の間に本があるという事業の推進を今までどおりコツコツと地道にやっていきたいと考えています。

2 番目の予定事業としましては、本のリサイクル市ということで、ご家庭で不要になった本を持ってきていただきまして、無料で市民の方に、読みたい方に本の橋渡しをする事業です。

これも非常に好評で、さらに本の有効活用を図る機会として捉え、継続していきたいと思っております。

< 質疑・意見 >

Q 不明図書ですが、借りたものを返さないということですね。竜洋は去年も同じような事がありました。実用本が不明ということ自体が、大人のモラルが欠けているということですので、図書館の入り口にこの実態を知らせることをするなり、広報いわたへ掲載した方が良いと思います。

A 実は、これがいつの間にか返っていることがありまして、50冊位の不明本がまとめて返っていることもあるそうです。ということまで、図書館ではつかんでいます。50冊程度返ってきて、また無くなるということで、ある程度特定の方が原因と思われ、大勢の方のマナーが悪いということではないです。カウンターを通していかないことが原因であると考えています。

Q 図書館内の設計で、根本的に死角があって設計が良くないですね。

A 入り口はカウンターが近くにあります。

Q 見落とししてしまうような作りになっていると思います。

A 職員も本の配架をなるべく目の行き届くところへしていくということです。子どもの本ではないことが救いかと思います。

Q 本物の防犯カメラを設置するのではなく、それらしく防犯カメラを設置してあるように見せかけるなど何か対策を講じたらどうですか。

A お借りになる時は、必ずカウンターをお通りくださいとかですね。

Q カウンターを通さない理由は何ですか。

A お一人1枚のカードで、10冊までですが、そこを借りる方はどのように考えるかで、家族で何枚もカードを持っている場合、例えば家族で4枚あれば40冊までは借りられるのですが、事例を公表した方が良いと思います。

Q 地元の方がどうかかわからないことはないですか。

A 竜洋図書館の蔵書というだけで、もしかしたらカードが作れない磐田市民以外の方かもしれません。

外のポストから返せるのです。

休館の時も時間外の時も返すことができるようになっています。

Q そこから返せるからでしょうか。

A 図書館の中で出来る範囲で考えていきます。

## 6 文化財課

・磐田市歴史文書館管理運営要領の一部改正について

(文化財課長)

平成22年7月に管理運営要領の一部を改正して以来2年が経過し、文書の移管選別も順調に進めてきました。保存文書の収蔵件数も、平成22年度末で3万3,000件だったものが、24年度末には5万件を超えました。そこで、公文書保存業務の効率性を高め、担当課から歴史文書館への公文書移管の促進を図るために、歴史文書館管理運営要領の一部を改正しました。

「3. の(2)公文書の受入」ですが、従来中間書庫に一時保管した後、保存と廃棄の選別を行い、その結果を原課に伝え目録化していましたが、移管された段階で目録化を行い、選別結果を目録にて原課へ伝えるようにしました。

次に、「4. 評価選別の基準」ですが、評価選別を原課と協議を行うことで進めていましたが、歴史文書館の責任において判断を行うものとしました。

次に、「(1) 別表1コ」のうち「検票」ですが、金額の下限を引き上げました。10万円未満を100万円未満の修繕、50万円未満の物品の購入というように引き上げをしました。

次に、「(1) 別表1サ」ですが、入札に関するものについて、1,000万円未満と金額の設定を行いました。また、金額や事業の進捗状況に関する各種書類ですが、従前ですと「単価表とか材料承認願い」など個々明記していたものを、新しい方では「関するもの」との表現に変更しました。

以上の改正による効果として、公文書の選別を、歴史文書館が責任をもって行うことができること。また、歴史文書館が歴史公文書と判断したものを、確実に移管させるとともに、移管される公文書が精選されることで、選別の効率化が図られ、保管スペースの確保が図られることなどが考えられます。

なお、新要領は5月1日から適用していきます。

#### ・月例報告

次に、月例報告ですが、実施済事業9「伝統文化活性化委員会」についてです。

これは、伝統行事や伝統芸能の公開・体験、後継者養成を目的に、行政と民間事業者が一体となって行うもので、文化庁の「文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業」の助成を受けて行っています。

構成メンバーは、茶道・華道などの伝統文化事業を行う4団体と、見付天神裸祭保存会で、内容は、伝統文化こども体験教室や見付天神裸祭記録撮影を行ってまいります。

<質疑・意見>

なし

全体を通じて

Q 学校に図書司書がないという記事が新聞に書いてありましたが、磐田市の状況はどうか。

A 司書教諭という免許を有している教員がいます。これは、学級担任でありながらも司書教諭という免許を持っている方です。12学級以上の学校には司書教諭を置かなければならないということがあります。人事異動で、司書教諭の免許を有していない学校があった場合は、そこへ司書教諭を持っている先生を配置するというか、異動させなければいけないとなってきます。

それが、司書という言葉に関わるものとしては一つあります。

ただ、現実学級担任をしながら図書館の整備はなかなかできないので、そのために市としては、市単独で司書リーダーという嘱託職員を配置して33校の巡回を2名でさせています。

あと、緊急雇用で図書館に本に興味のある方がおりますので、3名ほど付けて司書リーダーの講習を受けながら各学校の図書室の整備をしている状況です。常駐という状況は現段階ではありません。

あと、図書ボランティアの方もおりまして、雇用される方は人数に限りがありますので、各学校の図書ボランティアの方にお手伝いいただいている部分も結構あります。そのような方も活躍されています。

読書はとても大切なことなので、子どもたちにどんどん勧めていけるような体制が取れると良いと思っています。

A 茶の間の読書は、各学校に図書館の本を教員が選んで、子どもたちが3年生という学年で触れるので大変良い取組みであると思っています。